福岡県公報

令和八年十一月二十七日
第七百四十七号
増刊①

目次

再掲
○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局給与公平課）……一

再掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年十一月十三日

福岡県人事委員会委員長　馬場貞仁

福岡県人事委員会規則第二十二号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第二十号を次のように改める。

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部法務・県民情報課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番１９号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

様式第２０号(第22条関係)

(表)

求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏　　名		受給資格証番号		広域求職活動費の申請回数	
	住所又は居所					

	名　　称	所　　在　　地
訪問事業所		

※宿　泊　地	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係
※泊　　数	泊	泊	泊	泊

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第22条第2項の規定により上記のとおり求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当の支給を申請します。

年　　月　　日

申請者氏名

任　命　権　者　殿

※記載欄	区間	鉄道費				船賃		航空賃		車賃		宿泊料(円)	計(円)	鉄道距離換算(キロメートル)
		距離(キロメートル)	運賃(円)	急行料金(円)	計(円)	距離(キロメートル)	運賃(円)	距離(キロメートル)	運賃(円)	距離(キロメートル)	支給額(円)			
	合計													

求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円
差　引　支　給　額	円

（裏）

注意事項

１　この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に任命権者に提出すること。

２　「広域求職活動費の申請回数」には、今回の受給資格に係る受給期間において、何回目の広域求職活動費の支給を申請する者かを記載すること。

例：今回の受給資格における受給期間において初めて広域求職活動費の支給申請を行う場合は「１」と記載すること。

なお、広域活動費は、所定給付日数に応じて、受給できる回数（上限回数）が決まっているため、あらかじめ確認すること。

①　基本手当の受給資格者における上限回数は、所定給付日数に応じて以下の表のとおりである。

基本手当の所定給付日数	90日	120日	150日	180日	210日	240日	270日	300日	330日	360日
上限回数	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回

※　給付日数の延長があった場合は、延長に応じた上限回数となる。

②　高年齢受給資格者及び特例受給資格者における上限回数は、３回である。

③　日雇い受給資格者における上限回数は、３回である。（ただし、３回受給した後に１年経過した場合は再度３回まで受給可能となる。）

３　※印欄には、記載しないこと。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の様式によるものとみなす。